

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	消費税率変更に伴う引上げであり、適切な改正である。	貴重な御意見として承ります。
2	<p>利息制限法施行令の場合であれば、2条本文を以下のように修正していただきたい。</p> <p>「法第6条第2項第3号の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械（以下「現金自動支払機等」という）を利用して受取り、または支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額（現金自動支払機等の利用料に消費税等が課せられる場合は、各号に定める額に消費税額相当額を加算した額）とする。」</p>	<p>消費税法においては、消費者が支払うべき金額が一目で分かるようにする観点から、消費者に対する価格表示に際し、消費税相当額を含んだ支払総額の表示を行うことが義務づけられており、本政令においてもこの考え方に沿った規定とすることが適切であると考えます。</p>
3	<p>消費税率引き上げの決定があった後直ちにシステム開発等の準備に着手できるようにするため、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料（ATM利用料）の範囲を定めるにあたっては、消費税額等相当額を含む額（108円、216円）を定めるのではなく、次のように定めていただきたい。</p> <p>一 1万円以下の額 百円に消費税額等相当額を加算した額</p> <p>二 1万円を超える額 二百円に消費税額等相当額を加算した額</p>	
4	今回の政令等の改正に伴い、貸金業者がATM利用料の値上げを行うとしても、貸金業法第17条第1項後段、同条第2項後段等に基づく変更時の書面交付は不要と解されるが、そう解してよいか。	<p>ATM利用料については、現行法令上、契約締結時交付書面の記載事項のうち重要なものとされている「債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項」（貸金業法施行規則第13条第1項第1号二等）に該当することから、これを変更する際には書面の再交付を行う必要があります。</p>
5	利用額が1万円以下の場合には105円、1万を超える場合は210円のATM利用料を徴収している貸金業者が、消費税率引き上げに伴い、108円、216円にそれぞれ変更する場合、当該利用料の変更は、消費税を適正に転嫁するために行うものであるから、「債務者が	<p>しかしながら、平成26年4月1日からの消費税率引上げは国民周知の事実であり、当該消費税率引上げ分に相当するATM利用料の変更については、契約者保護上、重要な記載事項の変更</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項」(貸金業法施行規則第 13 条第 3 項第 1 号二等)に変更はないと解し、会員規約(貸金業法第 17 条第 2 項書面等)を顧客に再交付する必要はないと考えてよいか。	として改めて書面の交付により周知する必要性は乏しいと考えられることから、契約締結時交付書面の記載事項の変更に係る書面交付を要しないものとする措置を講ずることとしています(平成 26 年 1 月 20 日付で貸金業法施行規則の改正案を公表)。
6	今回の政令等の改正に併せて、「債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項」に関し、消費税率(地方消費税率を含む。)の引上げに伴い当該引上げの範囲内で増額等を行う場合には、重要な事項の変更に該当しない旨の規定を、貸金業法施行規則 13 条 2 項 1 号イ及び同 4 項 1 号イに追加して頂きたい。今回の政令改正に伴い A T M 利用料の値上げを行う場合に、貸金業法に基づく 17 条書面の交付が必要となると、却って多大なコストを負担することとなり、消費税を円滑かつ適正に転嫁を行うという政府方針に沿った適切な対応が困難となる。	
7	全顧客に会員規約を郵送するとなると、そのコストは膨大であり、コスト負担を回避するため、貸金業者が A T M 利用料の変更を見送るという事態を生じかねない。 消費税率引き上げに伴い A T M 利用料を変更する場合には、会員規約の再交付を不要とする措置を講じていただきたい。	
8	今回の改正に関し、法第 17 条第 1 項後段及び第 2 項後段等に基づく重要事項変更時の書面交付が不要となるように、特段の配慮をいただきたい。 また、当該配慮にあたっては、今後の更なる消費税の引き上げも想定し、同様の消費税の引き上げに伴う政省令の改正に対して、恒久的に対応できる内容にしていただきたい。	
9	平成 27 年 10 月にも消費税率の引き上げが予定されているが、この時にも	今回の措置は、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引上げに対応するための

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	今回と同様、利息制限法施行令等の改正が行われると考えて良いか。	ものであり、将来の消費税率の変更については、必要が生じた場合にその都度適切に対応する考えです。